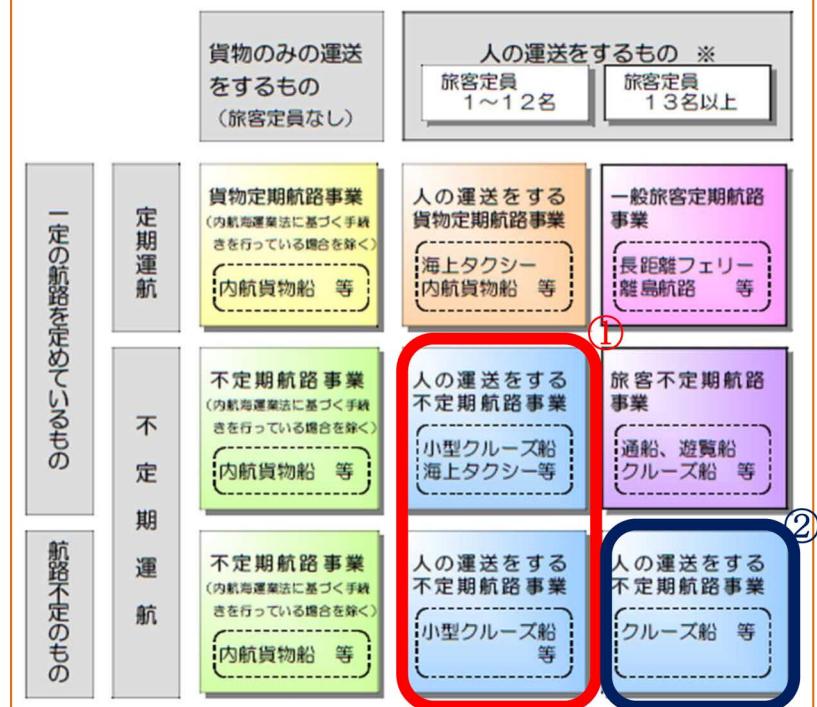


人の運送をする不定期航路事業とは

海上運送法 事業区分一覧表



①

非旅客船（旅客定員1～12名）で、日程やダイヤを定めない不定期運航の場合、航路が一定か不定かに関わらず「人の運送をする不定期航路事業」に該当します。

例：海上タクシー、花火大会時の遊覧船
イルカウォッキング、小型クルーズ船

②

旅客船（旅客定員13名以上）で、航路に反復性・継続性がない航路不定のものに限り、「人の運送をする不定期航路事業」に該当します。（※原則年3日以内であり、1年は1～12月でカウントします。）

例：年1回限りのクルーズ、2地点間輸送

旅客船により運送を行う場合は、人の運送をする不定期航路事業に該当するか管轄の運輸局（P13）へお問い合わせください。

※ 一定の航路を定めて、反復・継続的に旅客船（旅客定員13名以上）を就航させて事業を行う場合には、一般旅客定期航路事業や旅客不定期航路事業に該当することとなり、人の運送をする不定期航路事業とは異なる許可等の手續が別途必要になります。

「人の運送をする内航不定期航路事業」に該当する運送とは

原則として非旅客船（旅客定員1～12名）を使用し、不定期（日程やダイヤを定めない）に、他人の需要に応じて、人を運送する事業（有償であるか無償であるかは問いません）ということになります。

なお、旅客船（旅客定員13名以上）を使用して事業を行う場合には、取り扱いが異なる場合がありますので、判断に迷う場合は、管轄の運輸局あてお気軽にご連絡をお願いします。

【「人の運送をする内航不定期航路事業」の届出が必要なケース】

例1) 通常は遊漁や瀬渡しの仕事をしているが、それ以外で人を乗せて運ぶ場合。

※ 本来の業務（遊漁や瀬渡し）に使用する場合は、海上運送法の適用はありません。

例2) 島や対岸などに用事のある人や島などに観光に出かける人に頼まれて、これらの人を乗せて運ぶ場合。

※ 漁船、瀬渡し・遊漁船、プレジャーボートなどその船の用途には関係なく旅客定員を有する全ての船舶が対象になります。

例3) イルカウォッチング、カモメウォッチングなど海上観光や遊覧のために人を乗せる場合。

例4) 会社や官庁に頼まれて、海上にある施設などを点検や監視のため、または、海上での調査・研究などのために人を乗せて運ぶ場合。

例5) 海上で行われるイベントの主催者などから頼まれて、体験航海などで人を乗せて運ぶ場合。

例6) 第三者から頼まれて、花火大会を海上から観覧させるため乗せる場合。

【「人の運送をする内航不定期航路事業」の届出が不要なケース】

例1) 遊漁船、瀬渡船、ダイビングボート

・遊漁船や漁船による体験漁業も含まれます。

例2) イベント主催者が、そのイベントの一環として船舶を用いる場合（遠泳大会の併走、神事の氏子の運送等）

※ ただし、イベント見学客やイベント会場への運送は適用があります。

例3) 自己の用に供する運送

・身内、友人、隣人を無償で運送することも含まれます。

海上運送法

[罰則] 第50条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十八 第19条の5第1項の規定による届出をしないで、

又は虚偽の届出をして、人の運送をする貨物定期航路事業を営んだ者